

(様式第 1 号別紙 1)

見附市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び見附市から調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、見附市地方就職学生支援金交付要綱第 8 条の規定に基づき、見附市地方就職学生支援金の全額を返還します。
  - (1) 見附市地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) (在学中に就職活動に係る経費(交通費)を申請する場合)  
見附市地方就職学生支援金の申請から 1 年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
  - (3) (在学中に就職活動に係る経費(交通費)を申請する場合)  
見附市地方就職学生支援金の申請から 1 年以内に見附市に転入しなかった場合：全額(ただし、申請時に既に見附市に住民票がある場合を除く)
  - (4) 就業開始日から 1 年以内に見附市地方就職学生支援金の要件を満たす就業先を辞した場合：全額(ただし、退職日から 3 カ月以内に県内の別の企業に就業する場合は除く。)
  - (5) 見附市への申請日、転入日又は要件を満たす法人等への就業開始日のいずれか遅い日から 1 年以内で見附市から転出した場合：全額
- 3 地方就職支援金の支給を受けた後に実施される見附市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。